

# 令和8年度 日野市自治会補助金 申請の手引き(要領)

## 《目次》

1. 補助金の概要	P. 1
2. 自治会補助金共通留意事項	P. 5
3. 自治会補助金の経過措置について	P. 6
4. 参考資料	P. 7
5. 申請等の手続き(スケジュール)	P. 8
6. 様式	P. 9



<書類提出先及び問い合わせ先>  
〒191-0011日野市日野本町1-6-2  
生活・保健センター4階 日野市企画部地域協働課  
※日野市役所本庁舎ではありませんのでご注意ください。  
直通電話 042-581-4112  
E-mail ckyodo@city.hino.lg.jp

この要領は、日野市自治会補助金交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付等の手続きに必要な事項を定めることを目的とする。

## 1. 補助金の概要

本補助金を交付する目的は、自治会活動を推進し、住民相互の支え合いによる地域活動を支援するためです。

補助金の種類は、①運営費補助金、②活動費補助金、③連携補助金、④集会所補助金の4種類です。

(補助対象期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日)

### ①運営費補助金

自治会の運営及び自治会が実施する事業に対する補助。

◆500円×加入世帯数(令和8年4月1日時点)

※加入世帯数は、毎年、自治会から提出される「日野市自治会登録書(第5号様式第12条関係)」に記載された数字です。

#### <補助対象経費>

	補助対象	例
ア	地域コミュニティの活性化・発展に資する事業に要する経費	夏祭り、おもちつき、スポーツ大会、サークル活動、各種講座・研修など (自治会員相互の親睦に関する活動全般)
イ	防災・防犯に関する事業に要する経費	防災訓練、防犯パトロール、防犯カメラ・安全灯の設置、防災品の購入など
ウ	清掃・美化に関する事業に要する経費	一斉清掃・浅川クリーン作戦、花壇整備、雪かきや除草など
エ	自治会の運営及び各種会議等に要する経費	会議費、事務用品・備品の購入、回覧物や名簿・会報の発行、自治会で設置管理している物の修理・撤去、自治会 HP・LINE 管理費など

※自治会活動全般が対象となります。上記は一部を例としてご紹介しております。

#### <返還について>

対象支出経費が交付した補助額を下回り、余剰金が生じた場合は、交付した補助金額の全額又は一部の返還が発生します。

## ②活動費補助金

自治会所属に関わらず広く地域住民を対象とした事業に関する補助。

### <補助要件>

- ・会員以外も参加できる広く周知された事業であること。
- ・申請には事前協議が必要です。
- ・1事業ごとに「活動費補助金事前協議書」の作成をお願いします。
- ・事前協議書は、市があらかじめ指定した提出期限を過ぎての受付はできません。
- ・運営費補助金、連携補助金と併用可能。
- ・各自治会で実施する活動費補助金の事業は、日程等を日野市ホームページ等で公に掲載する場合があります。

### <補助対象経費>

	補助対象	例
ア	地域コミュニティの活性化・発展に資する事業に要する経費	夏祭り、おもちつき、スポーツ大会、講座・研修など (地域住民相互の親睦に関する活動全般)
イ	防災・防犯に関する事業に要する経費	防災訓練、防犯パトロールなど
ウ	清掃・美化に関する事業に要する経費	一斉清掃・浅川クリーン作戦など

・悪天候、災害など不測の事態により事業の実施ができなかった場合で、精査の上その事業の準備に要した費用と認められるものについては対象とします。

### <補助率・上限>

#### ◆総事業費の1/2(上限 200,000 円)

※複数事業申請可能ですが、一自治会あたり全事業合計して上限 200,000 円です。

※予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で一律で按分します。

※100円未満切捨て

### <補助対象外>

#### ・物品購入や施設整備のみを目的とした事業。

・マンション・アパート・団地の敷地内などで、居住者以外が自由に出入りして参加できない場所での事業。

・アルコール類、飲食に要する経費(※事業にかかる食材費(お茶代、賄材料費)や事業当日のスタッフのお弁当代等を除く)、自治会員のみを対象としたもの(自治会員のみ参加可能な抽選会の景品代など)には活動費補助金は充てられません。自己資金等にてご対応ください。

### <返還について>

以下に該当する場合は、交付した補助金額の全額又は一部の返還が発生します。

- ・事業を実施しなかった場合
- ・対象支出経費の決算額の 1/2 が交付した補助額を下回った場合
- ・事前協議書に基づき採択された事業以外に使用した場合

### ③連携補助金

複数の自治会が連携して実施する事業に対して補助。(年度内 1 回で計 3 回まで)

◆1自治会あたり 20,000 円

#### <補助要件>

- ・他自治会と連携した事業を年度内で1回以上行うこと。
- ・過去に3回以上連携補助金を受けていないこと。
- ・運営費補助金と活動費補助金の対象事業であること。

#### <注意点>

#### ■A 自治会と B 自治会が連携して事業を行う場合■

A 自治会:20,000 円 B 自治会:20,000 円

※当該年度中、各自治会1回のみ

※A 自治会は、当該年度に C 自治会と別事業を行っていたとしても、追加で 20,000 円とはなりません。

#### ■申請可能回数の考え方■

1自治会につき、3回までであれば、3年続けてご申請いただくことも可能ですし、間を空けてご申請いただくことも可能です。

共同する自治会が、年度によって変動しても、同じでも問題ございません。

	R6	R7	R8	R9以降
パターン1	○	○	○	申請不可
パターン2	○	○	—	残り1回まで申請可
パターン3	○	—	○	残り1回まで申請可
パターン4	—	○	○	残り1回まで申請可
パターン5	—	○	—	残り2回まで申請可
パターン6	—	—	○	残り2回まで申請可
パターン7	—	—	—	残り3回まで申請可

※「—」は連携補助金の交付を受けなかった場合。

#### <補助対象外>

- ・物品購入や施設整備のみを目的とした事業。
- ・日野市内の自治会以外の団体と連携した事業。
- ・日野市内の自治会以外の団体が主催している事業で協賛金の支援あるいは来賓として出席するのみ。(事業の立ち上げ、実行委員会の参加、当日の運営に携わっているのであれば可)

#### <返還について>

以下に該当する場合は、交付した補助金額の全額又は一部の返還が発生します。

- ・連携して事業を実施しなかった場合
- ・[運営費補助金]と[活動費補助金]の対象支出経費の総額が交付した補助額20,000円を下回り、余剰金が生じた場合

#### **④集会所補助金**

自治会及び地域住民が共同で管理、または所有する集会所の維持管理費の補助

◆1施設あたり 23,000円

#### <補助要件>

- ・自治会登録書に自治会が所有管理する自治会所有集会所の記載があること。
- ※地区センターと交流センターは除く

#### <補助対象経費>

- ・自治会集会所の維持管理費、設備費用。
- ・自治会集会所内で使用する消耗品購入費。

#### <返還について>

対象支出経費が交付した補助額を下回り、余剰金が生じた場合は、交付した補助金額の全額又は一部の返還が発生します。

## 2. 自治会補助金共通留意事項

---

### ■実行委員会形式の事業の取扱いについて■

複数自治会や地域の団体等の共同による、実行委員会形式の事業であっても、自治会としての参加や活動の実態がある事業の、自治会としての支出(負担分)※については、自治会補助金の対象となります。※活動費補助金の場合は、そのうちの1/2の額の補助となります。自治会としての参加や活動であること、自治会の支出があることを示す資料として、年間活動計画への位置づけと総会資料上での支出があること、**領収証の宛名が自治会名であることが必要**となります。自治会としての参加や活動の実態とは、委託や補助金等により全てお願いするのではなく、実行委員会への出席や当日の参加・出展など、自治会として運営に携わっていることを言います。

複数自治会が合同で行っている事業については、連携補助金の対象となりますが、他自治会を含まない、地域の団体等のみと合同で行っている事業については連携補助金の対象とはなりません。

### ■補助対象外一覧■

下記費用は自治会補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

(1)子ども会や老人会等への補助金・助成金、消防団への協力金

※金銭援助等のみの提供で、自治会としての参加や活動の実態を伴わないもの。

(2)募金

(3)金券

(4)慶弔費

(5)祭礼費

※お神酒、お札、玉串の購入費用、寺社仏閣に納める奉納金、神社仏閣主催行事の協賛金・協力金

(6)役員手当(役員報酬)

### ■事業の支出関係書類の保管について■

・領収書(必要に応じて見積書や契約書、納品書、請求書、振込控)を保管しておいてください。  
・補助事業に係る経理関係書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は保管してください。

※実績報告書の内容で詳細を確認させていただきたい場合に書類の写しを提出して頂くことがあります。

※過去に実施済みの事業も市の定期監査の対象になる場合がございます。

### 3. 自治会補助金の経過措置について(減額となる自治会のみ)

令和 6 年度からの新制度移行に伴う経過措置として、令和5年度の自治会補助金と自治会活動インセンティブ補助金の補助金額(実績)が令和6年度からの新制度による運営費補助金、活動費補助金、連携補助金、集会所補助金の総交付額と比較し、減額になる下記の自治会については、下記の金額が交付されます。

#### (1)令和6年度より新制度に移行した自治会

経過措置終了。

#### (2)令和7年度より新制度に移行した自治会

新制度の4種類の補助金が活用できます。新制度の4種類を合わせた令和8年度の交付予定額と、令和5年度の交付額を比較して、減額となる場合には下記の金額が交付されます。

##### A 令和8年度交付予定額

- ①運営費補助金(500円×加入世帯数)
- +②活動費補助金
- +③連携補助金(20,000円)
- +④集会所補助金(23,000円)

##### B 令和5年度交付額

- ①240円×総世帯数
- +②自治会集会所補助金(23,000円)
- +③令和5年度インセンティブ補助金交付額
- ②③は該当する自治会のみです。

AとBを比較して、Aが少ない場合は、経過措置として下記の金額が交付されます。

◆令和8年度 対令和5年度の減額分(B-A)の1/4

※100円未満切捨て

◆令和9年度以降 なし

<返還について>

対象支出経費が交付した補助額を下回り、余剰金が生じた場合は、交付した補助金額の全額又は一部の返還が発生します。

## 4. 参考資料

■ 運営費補助金・活動費補助金比較表 ■

	地域の人が誰でも 参加できる事業	会員のみを 対象とした事業	物品の購入	施設整備
	夏祭り、防災訓練、 一斉清掃など	自治会員のみが 参加できる親睦 行事、役員会な ど	防災備蓄品の 購入、住民への 物品配布など	掲示板や防犯灯 の整備、倉庫の設 置など
運営費補助金	○	○	○	○
活動費補助金	○	×	×	×



## 6. 様式

---

自治会補助金の申請書類等の様式データにつきましては、市ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

### ■ホームページ掲載場所■

トップページ → くらし・手続き → 自治会・市民活動 → 自治会 → 自治会関連様式一覧(自治会補助金)

URL: [www.city.hino.lg.jp/kurashi/shiminkatsudo/jichikai/1026069.html](http://www.city.hino.lg.jp/kurashi/shiminkatsudo/jichikai/1026069.html)

ページ ID:1026069

